



議案第八十八号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

次のとおり三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

3 交通通信体系の整備 (3) 整備計画 中

美の田橋	L=31.0 W=9.0	町	国庫補助事業
------	-----------------	---	--------

を

美の田橋	L=31.0 W=9.0	町	国庫補助事業
橋りょう	L=68.2 W=11.0		
恋谷橋	L=22.0 W=9.75	町	国庫補助事業

を

大谷線	L=200 W=50	町	
-----	---------------	---	--

を

大谷線	L=200 W=50	町	
大瀬本泉線	L=70 W=9.0	町	国庫補助事業
宮の谷線	L=25 W=7.0	町	

を

改める。